

# のしるの国保

令和5年  
7月10日  
発行

発行 能代市市民福祉部 市民保険課 電話 89-2166

## 国民健康保険の納税通知書を発送します

令和5年度国保税の納税通知書を7月12日付けで世帯主宛てに発送いたします。

世帯主が国保加入者でない場合でも、同じ世帯に加入者がいれば、世帯主に納税通知書が送られます。

納税通知書がお手元に届かない場合や、内容についてご不明な点がございましたら、税務課市民国保係（☎89-2126）までご連絡ください。

## 令和5年度の国保税について

令和5年度は税率に変更はありませんが、課税限度額について後期高齢者支援金等分が20万円から22万円へ引き上げられました。

課税限度額は、社会保険など他の保険とのバランスを考慮した引き上げとなっています。皆さまには、国保財政の健全な運営のためにご理解をお願いいたします。

<b>年間国保税額</b>	=	<b>医療分</b>	+	<b>後期高齢者支援金等分</b>	+	<b>介護分</b> (※40～64歳の人のみ)
		↓		↓		↓
所得割 (加入者1人ごとに計算して合算)		(前年の所得-43万円) × 7.45%		(前年の所得-43万円) × 2.88%		(前年の所得-43万円) × 1.93%
均等割 (1人あたり)		17,300円 × 加入者数		6,600円 × 加入者数		5,800円 × 加入者数
平等割 (1世帯あたり)		20,700円		8,000円		5,100円
課税限度額		650,000円		220,000円		170,000円

### 【国保税の軽減基準について】

国保税には、世帯主と国保加入者等の軽減判定用所得が基準を下回る世帯について、均等割、平等割の金額を軽減（7割・5割・2割）する制度があります。経済動向などを踏まえ、軽減基準が下記のとおり緩和されました。

※未申告の方が世帯にいと、軽減制度に該当しません。

前年中の軽減判定用所得が下記の金額以下の世帯		軽減割合
令和4年度	令和5年度	
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +28.5万円×(世帯内の被保険者数)	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +29万円×(世帯内の被保険者数)	5割
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +52万円×(世帯内の被保険者数)	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) +53.5万円×(世帯内の被保険者数)	2割

詳しい計算方法については、能代市のホームページをご覧ください。税務課市民国保係（☎89-2126）までお問い合わせください。

## 未就学児の均等割軽減について

国民健康保険に加入する未就学児の均等割額を5割軽減します。  
 前ページの軽減が適用されている場合には、軽減後の均等割額から5割軽減となります。  
 ※未就学児均等割軽減後の税額が課税限度額を超過している場合は、課税限度額が税額となります。  
**この軽減についての手続きは不要です。**

## 国保税の納付方法について

国保税は、特別徴収（年金天引き）または普通徴収（納付書か口座振替）で納めていただきます。  
 納付方法については、7月にお送りする納税通知書に記載されておりますので、必ずご確認ください。

**特別徴収：偶数月ごとに年金から天引きして徴収します。**

**普通徴収：1年分を7月から9回に分けて納めていただきます。納付可能な店舗等は下記のとおりです。**

コンビニ等	納付書の裏面をご確認ください（全国の店舗で納付できます）
スマートフォン決済アプリ	「PayPay」、「LINEPay」、「auPAY」、「d払い」の請求書払いで納付ができます。
郵便局	東北6県内の郵便局（ゆうちょ銀行） ※秋田県以外の一部の簡易郵便局では取扱いできない場合があります。
金融機関の本店・支店	秋田銀行、北都銀行、青森銀行、みちのく銀行、羽後信用金庫、秋田県信用組合、東北労働金庫、あきた白神農業協同組合、秋田やまもと農業協同組合、全国の地方税統一QR対応金融機関
能代市役所	本庁会計課（⑨番窓口）、二ツ井地域局総務企画課（⑧番窓口）、富根出張所、市民サービスセンター（イオン能代店3階）

※コンビニ・スマートフォン決済アプリ・郵便局で納付した分を市が確認できるまで1週間程度かかります。

納付後すぐに納税証明書が必要な場合は納付書で納付し、必ず「領収書」を持参の上、証明書発行窓口にご提示ください。

※令和5年度から新たに納付書に地方税統一QRが印字され、全国の地方税統一QR対応金融機関で納付することができます。また、「地方税お支払いサイト」によりクレジットカード払いやインターネットバンキングなどを利用することもできます。ただし、納税額のほかに決済手数料などが必要となることもあります。詳しくは、「地方税お支払いサイト」をご確認ください。



©能代市

### 口座振替がおすすめです！

納付を口座振替にすることで、国保税の納め忘れを防ぐことができます。

キャッシュカードで簡単に口座振替の登録ができる、ペイジー口座振替受付サービスを実施しています。どうぞご利用ください。

詳しくは、能代市のホームページをご覧ください。か、税務課収納対策室（☎89-2128）までお問い合わせください。

## 納付が困難となる場合は早めにご相談を!!

国保税の納付が困難となったときは、納期をさらに分割したり、猶予したりできる場合があります。

また、特別な事情等がある場合には、申請すると減免が認められることもあります。減免の申請をする方は、添付書類とともに納期の7日前までに申請してください。（納期未到来分のもものが対象です）

### 【問い合わせ先】

納税相談	税務課収納対策室（⑭⑮番窓口）	☎89-2128
	二ツ井地域局総務企画課（⑧番窓口）	☎73-2112
減免申請	税務課市民国保税係（⑳番窓口）	☎89-2126
	二ツ井地域局総務企画課（⑧番窓口）	☎73-2112

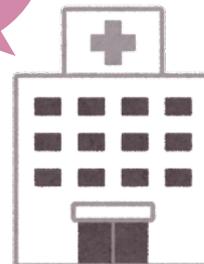


## 新しい高齢受給者証をお送りします

7月下旬に世帯主宛てに新しい高齢受給者証をお送りします。8月1日以降は、新しい高齢受給者証を医療機関にご提示ください。

高齢受給者証には、70歳から74歳の国保加入者が医療機関で支払う医療費の自己負担割合が記載されています。負担割合は、前年中における住民税の課税所得を基に判定しています。医療機関に、保険証と一緒に提示することで、医療費の自己負担が2割または3割となります。

保険証と一緒に提示を！



### 負担割合が2割になる人

- ・非課税世帯の人
- ・同じ世帯で70歳から74歳の国保加入者全員が課税所得145万円未満の場合



©能代市

### 負担割合が3割になる人

- ・住民税の課税所得145万円以上の人
- ・同じ世帯で70歳から74歳の国保加入者のうち、1人でも課税所得145万以上の方がいる場合

## 「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」は毎年申請が必要です

高額な治療を受けるときは、病院や薬局の窓口で「限度額適用認定証」などを提示することで、1つの医療機関に支払う1ヵ月の医療費が限度額までになります。

認定証は、申請した月の1日からの適用となり、有効期限は毎年7月31日です。引き続き使用する場合は申請が必要です。

なお、区分は住民税の課税状況によって変わります。また、国保税に納め忘れ（滞納）があると交付できない場合があります。



70歳から74歳までの下記区分の人と、70歳未満で認定証をお持ちの人には、7月中に申請書を郵送します。



住民税の課税状況	認定証の種類	年齢	区分
課税世帯	限度額適用認定証	70歳未満	ア・イ・ウ・エ
		70歳～74歳	現役並みⅠ・Ⅱ
非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証	70歳未満	オ
		70歳～74歳	低所得者Ⅰ・Ⅱ

※70歳～74歳の方で上記の区分に該当しない場合は、保険証と高齢受給者証のみで限度額が適用になります。区分は、高齢受給者証をお送りする際にお知らせしていますが、不明な場合は市民保険課（☎89-2166）にお問い合わせください。

特定健診のあともそチャンス

特定保健指導を受けて、メタボを予防・改善しましょう！

特定保健指導とは…

特定健診を受けた40～74歳の方を対象に行う保健指導で、メタボの予防・改善を目的としています。

健診の結果、特定保健指導の対象となった場合は、ご本人宛てに通知いたします。生活習慣を見直し、改善する良い機会ですので、ぜひご利用ください。



保健指導の流れ

案内が届きます

初回面接： 保健師や管理栄養士と面接し、改善点を見つけて、目標を立てます。  
3か月～6か月間の取り組みを支援者と共に見つけましょう！

<例>

目標：「3か月で1kg減」

計画：・夕飯の大盛りをやめる  
・30分歩く



日々の健康状態を記録  
(体重・腹囲・食事など)



保健師や管理栄養士に  
いつでも相談可能です。

市民保険課 ☎89-2159

最終評価： 目標の達成状況を確認します。

参加者の声



体重が少し減ったら、血圧などの数値が良くなりました。運動・食事の意識づけがよくできていたからだと思います。指導がとても参考になりました。

(50歳代・女性)

メタボリックラウンドローム

「ぽっこりお腹」「去年のズボンがきつい…」方は危険信号です！

内臓脂肪を放っておくと、高血圧や糖尿病・脂質異常症などの生活習慣病を発症してしまいます。さらには、がんや心筋梗塞、脳梗塞などの重篤な病気を引き起こします。

偏った食生活や運動不足、睡眠不良、喫煙、ストレスなどの積み重ねが原因ですので、早めに生活習慣を見直し、改善しましょう。